

第 3 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 2 4 年 3 月 2 1 日 (水) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市白山庁舎 3 階 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室

出席部会委員 おおい 25 大井 かずし 一司 ・ すずき 27 鈴木 てるまさ 照正 ・ たぐち 28 田口 よしのり 慶則 ・ ほりかわ 29 堀川 ただしげ 忠重
もろと 30 諸戸 よしあき 善昭 ・ たなか 31 田中 たけつぐ 竹次 ・ もりやま 33 守山 たかゆき 孝之 ・ いけだ 35 池田 まさし 昌司
もりた 36 森田 まさたか 正孝 ・ あかほり 37 赤堀 よしお 嘉夫 ・ なかがわ 38 中川 かずお 和雄 ・ はぎの 39 萩野 ただし 忠司
むかいだ 40 向田 ただみ 忠美 ・ かたおか 42 片岡 まさいく 眞郁 ・ わたなべ 48 渡邊 てるかず 晃一

以上 1 5 名

欠席部会委員 かさい 26 笠井 かつみ 克己 ・ はせがわ 32 長谷川 ひろし 博

出席部会員外委員 会長 野田 悟

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長 ・ 草深次長 ・ 中西主査

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査

議事録署名者 2 8 番 たぐち 田口 よしのり 慶則 ・ 4 0 番 むかいだ 向田 ただみ 忠美

事 項

- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規程による届出について
- 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
- 報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
- 報告第 6 号 時効取得による所有権の移転について
- 報告第 7 号 農業生産法人の定期報告について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (県許可・所有権移転)
- 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・賃貸借権)
- 議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
- 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・使用貸借)
- 議案第 7 号 非農地証明願について
- 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、早速、第3回第2農地部会を開会させていただきます。</p> <p>本日欠席委員ですけど、笠井委員、長谷川委員、それと浅井委員が今日、欠席していただいておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>まず初めに、会長の専決等の報告事項から入ります。報告第1号から報告第7号につきまして事務局より一括して報告を願います。</p> <p>それと、すみません、議事録署名委員に、28番 田口委員・40番 向田委員、御兩人よろしくお願いします。</p> <p>それでは、事務局よろしくお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1、地区 栗葉、借り人 _____、貸し人 _____、相続人 _____、申請地 稲葉町南山 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,061㎡、外2筆で、合計 5,508㎡。</p> <p>これにつきましては、農用地利用権設定を貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。</p> <p>他の2番から9番についても同じく利用権設定を合意解約いたしたものであります。</p> <p>以上、件数は9件で、22,054㎡、その内容は田であります。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1、地区 久居、届出者 _____、届出地 久居小野辺町北小膳田 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 902㎡、外5筆で、合計 4,034㎡、取得年月日 平成23年12月22日、取得事由 _____から相続、あっせん等の希望はございません。</p> <p>番号2、届出者 _____、届出地 須ヶ瀬町柳原 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 441㎡、取得年月日 平成23年12月30日、取得事由 _____から相続、あっせん等の希望はございません。</p> <p>番号3、届出者 _____、届出地 戸木町大坪 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 695㎡、取得年月日 平成23年9月5日、取得事由 _____から相続、あっせん等の希望はございません。</p> <p>番号4、届出者 _____、届出地 久居元町前畑 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,576㎡、外3筆で合計 3,494㎡、取得年月日 平成23年8月1日、取得事由 _____から相続、あっせん等の希望はございません。</p> <p>番号5、地区 栗葉、届出者 _____、届出地 庄田町谷口 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 548㎡、取得年月日 平成23年12月26日、取得事由 _____から相続、あっせん等の希望はございません。</p> <p>番号6、届出者 _____、届出地 庄田町池尻 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 31㎡、外21筆で、合計 7,844㎡、取得年月日 平成23年12月26日、取得事由 _____から相続、あっせん等の希望はござ</p>

いません。

番号7、地区 榊原、届出者 _____、届出地 榊原町小立谷 _____ 番、台帳地目・現況地目とも田、面積 235㎡、外3筆で、合計 1,001㎡、取得年月日 平成23年9月5日、取得事由 _____ から相続、あっせん等の希望はございません。

番号8、地区 田尻、届出者 _____、届出地 一志町田尻スタ _____ 番、台帳地目・現況地目とも田、面積 280㎡、取得年月日 平成23年2月22日、取得事由 _____ から相続、あっせん等の希望はございません。

番号9、地区 川口、届出者 _____、届出地 白山町川口黒木 _____ 番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 608㎡、外14筆で、合計 11,453㎡、取得年月日 平成23年9月8日、取得事由 _____ から相続、あっせん等の希望はございません。

以上、件数は9件で29,790㎡、内容は田が16,526㎡、雑種地702㎡、山林969㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 久居北口町北口 _____ 番、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 163㎡。

これにつきましては、昭和50年ごろ、国道165号線の開通時に申請地を廃土で盛り土してしまいました。その後、平成2年に隣接地所有者の仮設建物用地及び貸し駐車場として現在も利用しております。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

番号2、申請者 _____、申請地 久居新町 _____ 番、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 94㎡。

これにつきましては、申請者の亡き父が農地法の転用手続きが既に済んでいるもの勘違いし、申請地に勉強部屋を建築してしまつたものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

以上、件数は2件で257㎡、内容は田が163㎡、畑が94㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____ 並びに _____ 不動産有限会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 久居新町 _____ 番、台帳地目畑・現況地目宅地、面積 800㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、6区画の宅地を分譲しようとするものです。なお、渡人は昭和35年ごろに自宅近くで便利であったことから申請地の隣地に倉庫兼車庫を建築し、同時に申請地も一緒に整地してしまつたものです。材木業をやめてからは、近鉄久居駅に近く、通学・通勤に便利なため、駅前を利用する人たちに駐車場として貸しております。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

番号2、受人 _____、使用借り人 _____、渡人 _____、申請地 久居野村町屋敷先 _____ 番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 39㎡。

これにつきましては、使用借り人は、申請地を使用貸し人により借り受け、報告第5号番号1の使用貸借により、隣地に軽量鉄骨2階建ての建築面積54.

9㎡の住宅1棟を建築し、申請地を進入路として一体利用しようとするものです。

番号3、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居射場町____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 223㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、5台分の駐車場を造成しようとするものです。

番号4、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居東鷹跡町____番、台帳地目 畑・現況地目 雑種地、面積 557㎡。

これにつきましては、受人は、申請人より申請地を譲り受け、資材置き場として利用しようとするものです。農地法の規定を知らずに昭和46年より申請地を資材置き場として利用してしまったもので、始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

以上、件数は4件で、1,619㎡、内容は畑でございます。

次に9ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 久居野村町屋敷先____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 241㎡。

これにつきましては、使用貸し人である受人は、渡人より申請地を譲り受け、報告第4号番号2における使用貸し人が隣地に建築する住宅への進入路として一体的に貸し付けようとするものです。

以上、件数は1件、241㎡、内容は畑でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、地区 川口、受人 _____、面積 3,639㎡、渡人 _____、面積 1,575.91㎡、申請地 白山町川口二川____番、地目 畑、面積 310㎡、取得年月日 昭和42年7月21日。

これにつきましては、昭和42年に受人の父に対し債務のあった渡人が金銭の代替として譲渡したものです。

以上、件数は1件で、310㎡、内容は畑でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

報告第7号 農業生産法人の定期報告についてでございます。

番号1、法人名 有限会社____、主たる耕作物 水稻、耕作面積 田が46.5ha、畑が0.2ha、合計 46.7haでございます。

番号2、法人名 有限会社____、主たる耕作物 水稻、耕作面積 田が9.1ha、畑0.6ha、合計 9.7haでございます。

番号3、法人名 有限会社____、主たる耕作物 茶、耕作面積 畑2.7ha、合計 2.7ha。

番号4、法人名 有限会社____、主たる耕作物 水稻、耕作面積 田が32ha、畑が0.1ha、合計 32.1ha。

番号5、法人名 有限会社____、主たる耕作物 水稻、耕作面積 田が21.4haでございます。

番号6、法人名 有限会社____、主たる耕作物 水稻、耕作面積 田が1.8ha、畑0.2ha、合計 2ha。

以上、件数は6件で、いずれの案件も組織形態要件、事業要件、構成要因要件、業務執行役員要件のすべてを満たしているものと判断されます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。ただいま報告がありましたとおりですので、よろしくお願ひします。
それでは、議案事項に入らせていただきます。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（県許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願ひます。

事務局 12ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（県許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 高岡、受人 _____、面積 2,131㎡、渡人 _____、面積 90,566.91㎡、申請地 一志町高野北沖 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,034㎡。

これにつきましては、渡人は畜産業を営んでおり、所有する牛舎の隣地に受人が経営する申請地があり、今回、渡人が畜産業を拡大するため、当該申請地と自作地の交換をし、鉄骨造平家建ての牛舎を建築し、畜産業を拡大しようとするものです。

番号2、地区 大三、受人 _____、面積 5,088㎡、渡人 _____、面積 5,413㎡、申請地 白山町三ヶ野北谷 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 221㎡、外11筆で、合計 5,413㎡。

これにつきましては、渡人は他の仕事をしながら農地の維持管理をしていましたが、体調を崩し、夫婦共稼ぎのため農業を続けることが困難になったものです。受人は、現在、京都府加茂町地内で水田を耕作していますが、農家住宅の売り家と果樹園ができるような土地を探していたところ、当申請地にめぐり会えたもので、しばらくは通作し、定年退職後に当地へ移住して営農しようとするものです。

以上、件数は2件で6,447㎡、その内容は田4,812㎡、畑1,635㎡でございます。いずれの内容も農業をまじめに行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺ひします。1番をお願いいたします。

田中委員 31番 ^{たなか}田中です。14日の午後1時30分から、事務局2名、それから我々委員2名で現地を確認いたしました。今説明があったとおりでございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。2番、お願ひします。

森田委員 36番 ^{もりた}森田です。去る3月14日、午前8時半から、事務局員1名と地元委員3名で現地確認をさせていただきました。場所につきましては、国道165号線からグリーンロードが亀山向いて走ってるんですが、 _____のある国道165号線から亀山向かって2キロぐらい行ったところに交差して三

ケ野川と、それから市道が走ってます。その交差しているところを同心円で500メートル以内にあります。内容につきましては、事務局説明のとおりでございますので、ご審議していただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については適切であるということで県に進達することに決定したいと思います。

続きまして議案第2号 農地法第3条による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積 9,664㎡、渡人 _____、面積 9,664㎡、申請地 久居明神町風早_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 598㎡。

これにつきましては、渡人は後継者であり、子である受人へ申請地を贈与し、経営移譲しようとするものです。

番号2、地区 川合、受人 _____、面積 4,605㎡、渡人 _____、面積 1,988㎡、申請地 一志町小山西垣内_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 60㎡、外4筆で、合計1,186㎡。

これにつきましては、受人は、高齢で労働力不足の渡人より自宅に近い申請地を譲り受け、経営を拡大しようとするものです。

番号3、地区 大三、受人 _____、面積 4,595㎡、渡人 _____、面積 846㎡、申請地 白山町二本木北和知野_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 147㎡、外1筆で、合計 355㎡。

これにつきましては、受人は、高齢で労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、経営を拡大しようとするものです。

番号4、地区 八知、受人 _____、面積 4,047㎡、渡人 _____、面積 1,033㎡、申請地 美杉町八知鎌の木谷_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 114㎡、外1筆で、合計 766㎡。

これにつきましては、渡人は、現在の居住地から遠く、労働力不足のため、経営を拡大しようとする受人に譲渡しようとするものです。

番号5、地区 下多気、受人 _____、面積 7,458㎡、渡人 _____、面積 306㎡、申請地 美杉町下多気中之世古_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 221㎡、外1筆で、合計 306㎡。

これにつきましては、渡人は、住居から遠く、労働力不足のため、経営を拡大しようとする受人に譲渡しようとするものです。

番号6、受人 _____、面積 7, 458㎡、渡人 _____、面積 237㎡、申請地 美杉町下多気中之世古_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 62㎡、外1筆で、合計 237㎡。

これにつきましては、渡人は、住居から遠く、労働力不足のため、経営を拡大しようとする受人に譲渡しようとするものです。

以上、件数は6件で3, 448㎡、その内訳は田が598㎡、畑が2, 850㎡でございます。

いずれの案件も農業をまじめに行い、農機具も保有しており、周辺農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番をお願いします。

堀川委員 29番 ^{ほりかわ}堀川でございます。この土地は、現地は、_____がありまして、その北側というか、山寄りというのか、玄関の前でございます。随分と開発の進んでいるところではございますけれども、生前部分贈与ということで、何ら問題ないかと思えます。

議長 はい、ありがとうございます。2番、お願いします。

守山委員 33番 ^{もりやま}守山です。3月14日、現地確認をいたしまして、一志町小山という集落の中にある平坦地は1枚で、あとは段々畑のような畑でございます。これも正直な話、求めるほうがなければ、もうこの場合は荒れ放題の畑であります。幸いにして買い手があったということで、全く喜ばしいことでありますというようなことでよろしくをお願いします。

議長 はい。3番、お願いします。

森田委員 36番 森田です。去る3月14日、午前8時半から、事務局員1名、地元委員3名で現地確認をさせていただきました。場所につきましては、国道165号線、近鉄の_____のところから川口へ向かって県道二本木御依田線というのが走っておりまして、その国道の_____の前の交差点から1キロぐらい行ったところに、ちょうど今現在の三重県の_____へ入っていくところの交差点があります。そこから少し50メートルぐらい入ったところでございます。そこに受人の家があって、その真裏というか、東側というか、住宅地続きでございますので、内容につきましては、事務局説明のとおりでございます。ご審議していただきますようによろしくお願いいいたします。以上です。

議長 4番、お願いします。

萩野委員	39番 ^{はぎの} 萩野でございます。14の日に立ち会いさせていただきました。事務局より説明がございましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	5番、お願いします。
向田委員	5番、6番、3月13日、担当者と確認させていただきました。事務局説明のとおりでございます。よろしくご審議お願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。 引き続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願います。
事務局	14ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1、地区 栗葉、借り人 _____、面積 2, 131㎡、貸し人 _____、面積 7, 537.7㎡、申請地 庄田町池尻_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 2, 640㎡。 これにつきましては、受け人は、労働力不足の渡人より申請地を賃借し、経営を拡大しようとするものです。 番号2、地区 大三、借り人 _____、面積 4, 595㎡、貸し人 _____、面積 846㎡、申請地 白山町二本木北和知野_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 238㎡。 これにつきましては、受け人は、高齢で労働力不足の渡人より申請地を賃借し、経営を拡大しようとするものです。 以上、件数は2件で2, 878㎡、その内訳は田が2, 640㎡、畑が238㎡でございます。いずれの案件も農業をまじめに行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議長	はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番をお願いします。

鈴木委員	27番 ^{すずき} 鈴木です。3月14日に、地元委員と事務局さんで現地立ち会いを行いました。165号線から南へ約3キロ行ったところに_____という集落があるんですけども、その集落の東側、ちょうどゴルフの練習場がある真南側に場所があります。何ら問題はないかと思えますし、そしてまた詳細については事務局とおりでございますので、よろしくお願ひします。
議 長	2番、お願ひします。
森田委員	36番 森田です。先ほどの第2号議案の番号3と全く同人でございます、場所等も先ほど説明したとおりでございます。内容につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひします。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませぬか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することを決定したいと思います。 続きまして、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題にします。事務局、よろしくお願ひします。
事 務 局	15ページをお願ひいたします。 議案第4号 農地法4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。 番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 戸木町沓碕_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 343㎡。 これにつきましては、申請者は、現在、名古屋に居住している娘の家族3人が戻ってくるため、申請地に木造平家建ての住宅を建築しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。 番号2、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 森町塚田____番、台帳地目 田・現況地目 宅地、面積 18㎡、外1筆で、合計 60㎡。 これにつきましては、申請者は、昭和63年ごろ自宅を新築した際に、隣接する申請地に花木等を植え、庭園にしてしまったものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。 番号3、申請者 _____、申請地 森町塚田____番、台帳地目 田・現況地目 宅地、面積 18㎡、外2筆で、合計 106㎡。 これにつきましては、申請者は、昭和50年ごろに申請者が経営する会社事務所の裏の申請地に昭和63年ごろ、自宅に隣接する申請地にそれぞれ花木等を植え、庭園にしてしまったものです。始末書の提出がありますので、追認し

ようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 八知、申請者 _____、申請地 美杉町八知高座 _____番、台帳地目 田・現況地目も田、面積 175㎡、外1筆で、合計 2,075㎡。

これにつきましては、申請者は、シカやイノシシの被害で耕作ができないため、広葉樹約400本を植林しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号5、申請者 _____、申請地 美杉町八知池ノ田 _____番、台帳地目 畑・現況地目 山林、面積 710㎡、外1筆で、合計 739㎡。

これにつきましては、申請者は、昭和60年ごろ、シカやイノシシの被害で耕作できない状態になったため、スギ約300本を植林してしまったものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件で、3,323㎡、この内訳は田が2,241㎡、畑が1,082㎡でございます。いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、現地で立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番をお願いします。

大井委員 25番 ^{おおい}大井です。去る14日の日に現地確認をしてまいりました。場所はこの久居から165号線をずっと西向いて、戸木地区向けて坂おりて、右行くと工業団地に入っていく交差点がありますけど、その交差点を左に行くと、ここ二、三年前に開発された _____ の分譲地があるんですけど、その _____ に入る手前の左側の地区にあります。今回の申請は、申請者の自宅のちょうど裏側に当たる土地で周りは畑がずっと続いていますけど、自治会長及び隣接者の同意書もあり、特に問題ないものと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。2番、お願いします。

鈴木委員 27番 鈴木です。2番、3番、ちょっと同じ人ですもので、ちょっと説明させていただきます。これも14日の日に現地確認を行いました。場所は _____ 小学校、そこでその県道を挟んで北側になります。内容については事務局の説明どおりですので、よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。4番、お願いします。

萩野委員 39番 萩野でございます。4番、5番続けて説明させていただきます。4番は14日の日に事務局長さんと会長、部会長さんもそろっていきまして、ちょうど雪も解けてまして、山のある道中にございまして、お世話になってこういう説明されたとおりでございますので、よろしくお願ひします。

5番につきましても、申請者は同じ方でございまして、この方もちょっと足が悪うございまして、私と担当者と2人で山に登って現地確認してきておりでございます。よろしくお願ひします。

議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですので、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第4号を許可いたします。 続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。
事務局	16ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。 番号1、地区 栗葉、受人____、渡人____、申請地 森町下新田____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 34㎡。 これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、公道から申請地の隣接地へ進入するための道路を設置しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。 番号2、地区 川合、受人 _____ 有限会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町八太笠井田____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 632㎡。 これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、土砂、砂、採石仮設材等の土木建築資材置き場として利用しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。 番号3、受人 _____、渡人 _____・____、申請地 一志町小山鳥居ノ本____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 337㎡、外2筆で、合計 432.99㎡。 受人は、渡人より申請地を譲り受け、2区画の建売分譲住宅用地として転用しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。 番号4、地区 高岡、受人 _____、渡人 _____・____、申請地 一志町高野大垣内____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 182㎡、外5筆で、合計 3,868㎡。 これにつきましては、受人は、渡人より現在の牛舎の隣地で作業効率がよいため、申請地を譲り受け、鉄骨平家建ての牛舎を建築しようとするものです。農地区分は第1種農地と判断されます。 番号5、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町高野大垣内____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,131㎡。 これにつきましては、受人は、現在の牛舎に隣接している申請地を作業効率が非常によいため、渡人より譲り受け、鉄骨平家建ての牛舎を建築し、畜産業を経営拡大しようとするものです。農地区分は第1種農地と判断されます。 番号6、地区 家城、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町藤中垣内____番、台帳地目 田・現況地目 雑種地、面積 180㎡。

これにつきましては、受人は、申請地の隣地に居宅を購入しましたが、駐車スペースがないため、渡人より申請地を譲り受け、2台分の駐車場として利用しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号7、地区 八知、受人 _____代表役員 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知馬場 _____台帳地目 畑・現況地目 山林、面積 375㎡。

これにつきましては、渡人は遠方へ転居したため、受人へ申請地を寄附しようとするものです。なお、申請地の周囲は昭和20年ごろから植林され、昭和30年代後半には獣害により収穫が皆無に近い状態が続いたため、昭和40年ごろに植林してしまったものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は7件で、6,652.99㎡、この内訳は田が5,851.99㎡、畑が801㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

鈴木委員 27番 鈴木です。これも14日の日に、事務局と地元委員と現地確認を行ってまいりました。場所は農免道路から四、五百メートル、ちょっと北側になるかと思うんですけども、_____がある手前五、六百メートルの信号を右へ入っていくとあるんですけども、何ら問題はないかと思えます。内容につきましては、事務局のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

守山委員 33番 守山です。2番と3番と説明させていただきます。14日の日に委員2名と職員2名で現地に行き、申請者の説明を受けたわけですが、この概要欄に資材置き場ということで地元の話聞いたところ、地元自治会、また用水路関係の水利組合は、この24日の土曜日にこの申請者の説明を聞くと、受けるというのでありながら、その説明をしてないのにこの案件が出ると。したがって、これは次回に回してもらいたいと、私からよろしく願いしたいんです。

次の3番でございます。これは、やはり申請者の説明を受けたのでありまして、場所は名松線_____から松坂方面へ大体500メートルぐらいのところに、周辺は住宅地でありまして、そして10メートルぐらいの大きな道路がついておるその北側でございます。もちろん、上下水道もその道路の下に埋設されております。周辺の同意も得ておると聞いておりますので、よろしく願いします。

議長 はい、ありがとうございました。4番、お願いします。

田中委員 31番 田中です。同じ日に14日、1時半から事務局も来ていただきまして、現地を確認してもらいました。場所につきましては、_____から其倉へ行く道があるんですが、その横を曲がったところに牛舎が2軒建っておるとい

うことで、その西側の牛舎が_____の牛舎でございまして、その隣を今出ておりますように____さん、また____さんのほうから出て、そこへ牛舎を建てるといふうなことでございます。そういうふうなことで、規模拡大にということとで頑張ってもらっておるところでございまして、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございまして。

議 長 6番、お願ひします。

池田委員 35番 ^{いけだ}池田です。14日の日に事務局1名と委員3名で確認してきました。場所的には_____、____委員の家の近くでございまして。事務局の説明のとおり、何ら問題がないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 7番、お願ひします。

萩野委員 39番 萩野でございまして。現地は今度_____が移転しますところの隣接地でございまして、____に寄附していただき、まだ登記がついてなかったもので、こういう経路になったということをお聞きしまして、説明のとおりだと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。議案番号2番についてはどうですか、皆さん、次回へ送らせていただくということによろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 そのほかについて、皆さんのご意見がありましたらお願ひします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。番号2は、次回に送らせていただきます。その外、番号1番、3番、4番、5番、6番、7番について。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認め、議案第5号を許可いたします。続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題にします。事務局、説明願ひします。

事務局 17ページをお願ひいたします。
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございまして。
番号1、地区 川合、借り人____、貸し人（亡）____相続人____、申請地 一志町八太井ノ尻_____番、台帳地目 田・現況地目 宅地、面積 29㎡。

これにつきましては、申請人は、津市内でアパート住まいをしていますが、子供の今後のことを考えるとアパートでは手狭なため、申請地の隣地に一般個

人住宅を建設し、その進入路として利用しようとするものです。なお、申請地には昭和50年11月30日に物置を建築してしまったもので、始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で29㎡、その内容は田でございます。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

守山委員 33番 守山です。これは近鉄_____から_____に線路沿いに新道が、今事務局から説明があった、僕もそんなになるのかなと思いますが、もう30年も前に新しい道ができたわけございまして、その一部にこの29㎡という小さな田があったんでしょ。そこを_____さんが今現在、小屋用の建物が建っております。その入り口のほんの三角のところに残地が残っていると。それを今回、変更するということでありまして、ほんの少しのところ、三角のところございまして、何らどうもないと思うんです。よろしく願います。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見はよろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号を許可いたします。
続きまして、議案第7号 非農地証明願についてを議題とします。それでは、事務局よろしく願います。

事務局 18ページをお願いいたします。
議案第7号 非農地証明願についてでございます。
番号1、地区 高岡、願出者 _____、申請地 一志町高野甲立_____番、
台帳地目 田・現況地目 山林、面積 1, 123㎡。
これにつきましては、申請地は山間にあり、昭和60年ごろより周囲が原野や山林化してきたため、水の確保もできず、道路も荒れてしまい、申請地へ入ることもできず耕作ができなくなり、現在は山林となっております。添付されております国土院が昭和58年10月2日に撮影した空中写真撮影記録証明により樹木が生い茂っていることが確認され、20年が経過していると判断されます。津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、建物もしくは工作物の建造がなされており、当該土地を農地以外の用に供され20年以上経過している要件に該当しております。

以上、件数は1件で1, 123㎡、その内容は畑でございます。
以上で説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

田中委員 31番 田中です。今説明の中で畑と言われましたが、田です。

事務局 失礼しました。

田中委員 内容につきましては、事務局の説明どおりでございます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお聞きしたいと思ひますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について証明したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号は証明いたします。
引き続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願ひます。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の表紙を1枚めくっていただきたいと思ひます。

久居地区は新規17件、再設定23件、合計40件でございます。面積は田が96,728㎡、畑が3,725㎡、合計面積100,453㎡でございます。

一志地区は新規11件、再設定11件、合計22件でございます。面積は田が31,906㎡でございます。

白山地区は新規104件、再設定88件、合計192件でございます。面積は田が315,598㎡、畑が5,237㎡、合計面積320,835.46㎡でございます。

美杉地区は新規10件、再設定2件、合計12件でございます。面積は田が11,204㎡でございます。

合計件数266件、内訳としまして、新規142件、再設定124件でございます。合計面積は田が455,436.46㎡、畑が8,962㎡、総計面積464,398.46㎡でございます。このうち、認定農業者集積状況でございますが124件で、面積は352,694.46㎡でございます。これらはすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、ここで前回の農地部会におきまして、浅井委員から認定農業者状況の2月の地区別の状況にお尋ねがありましたので集計いたしましたところ、久居地区が3件で9,787㎡、一志地区が5件で11,051㎡、白山地区が2件で6,052㎡、全地区合計で10件、26,890㎡でございましたので、報告させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第8号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案はすべて終了いたしました。ありがとうございます。

これをもちまして、第3回 第2農地部会を閉会します。

午後2時50分

上記は、第3回第2農地部会の議事を録したものである。

平成24年3月21日

議長

出席委員

出席委員